

令和6年度佐伯市地域福祉(活動)計画策定委員会 議事要旨

1 日 時 令和6年8月8日(木) 14時00分～16時00分まで

2 場 所 佐伯市役所本庁舎6階 大会議室

3 出席者 別添出席者名簿のとおり

4 要 旨

次第1 開 会	
久保田総括 主幹(市)	<p>(開始 14時00分)</p> <p>只今より令和6年度佐伯市地域福祉(活動)計画策定委員会を開催します。</p> <p>本会議の成立について、佐伯市地域福祉計画策定委員会条例と佐伯市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱にて、今日開かれる会議は、「委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない」となっています。本日は、委員総数21名のうち17名の御出席をいただいております、今会議が無事に成立することを改めて報告します。</p>
次第2 あいさつ	
加藤福祉保 健部長(市)	<p>まず初めに、昨年度の地域福祉計画策定に御協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。</p> <p>昨年度は第4期計画を策定する重要な年となり、策定委員会を3回開催し、貴重な御意見と御協力を賜りましたことに心からお礼申し上げます。</p> <p>そして、今年度から新たに御参加いただく委員の皆様、新しい視点やアイデアが加わることで、我々の計画が一層多様で豊かなものとなることを期待しております。</p> <p>地域福祉は市民一人ひとりが安心して自分らしく暮らしていくための基盤であります。</p> <p>その地域福祉を推進するために策定された第4期計画においては、「健康で安心して暮らせる共生社会の創生」を基本理念とし、「地域づくり」「相談支援体制の整備」「受け皿づくり」の3つを基本方針として、構成されております。</p> <p>この計画が実行性をもって推進され、これからも佐伯市が抱える様々な課題に対応し、健康で安心して暮らせる共生社会を築くためには、委員の皆様の視点、知識や思いを反映させることが不可欠と考えています。</p> <p>今回の会議では、第3期計画の総合評価の報告と第4期計画の進捗評価といった非常に内容が多く、委員の皆様には大変な負担をおかけすることとなりますが、何卒よろしく申し上げます。</p>
浅利常務理 事(社協)	<p>昨年度は、第4期計画の策定に対しまして、委員の皆様方から御意見、御支援を賜り、改めてお礼を申し上げます。</p> <p>今年度は、この計画の進捗の仕方、進捗具合について委員の皆様にご意見を賜りたいと思っております。</p> <p>この計画は、佐伯市が地域福祉計画、社協は地域福祉活動計画とが一体的に作られているものであり、基本理念、基本方針は同一のもの</p>

	<p>となっております。</p> <p>よって、市と社協が連携協働して進めていくことが非常に重要だと思っております。</p> <p>社協といたしましては、地域福祉を推進するための実践的な活動計画として、市民の皆様が、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進をするために、この活動を推進していきたいと思っておりますので、委員の皆様方には、忌憚なき御意見と、さらなる御支援をお願いいたします。</p>
<p>次第3 委員紹介</p>	
	<p>委員以21名の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県南部保健所所長 林下 陽二 (Zoom参加) ・佐伯市医師会会長 島村 康一郎 ・佐伯市歯科医師会会長 上田 等 ・佐伯市社会福祉協議会副会長 宮崎 正豊 ・佐伯市民生委員児童委員協議会会長 西嶋 信子 (欠席) ・佐伯圏域障害者共同サポートセンター (人とき) 役員 石山 龍也 ・佐伯市ボランティア連絡協議会代表 山本 裕子 ・佐伯市区長会連合会代表 濱野 芳弘 ・佐伯市老人クラブ連合会会長 柳 信夫 ・佐伯市身体障害者福祉協議会代表 村上 素 (欠席) ・佐伯商工会議所 田原 利秋 ・保育園代表 (佐伯地区私立保育園連絡会) 後藤 裕司 (欠席) ・児童クラブ代表運営連絡協議会会長 高橋 ユリ子 ・佐伯市食生活改善推進協議会代表 高司 久美代 ・佐伯市PTA連合会副会長 森 綾子 ・大分県南部保健所地域保健課長 庭瀬 朋美 ・佐伯公共職業安定所所長 三木 紫穂 ・佐伯市総合政策部行政マネジメント課長 長浜 総明 ・佐伯市教育委員会教育総務課長 安部 洋子 ・振興局推薦 柴田 勝徳 ・振興局推薦 渡邊 ミチ子 (欠席)
<p>次第4 委員長挨拶</p>	
<p>濱野委員長</p>	<p>この後の報告は、昨年度までの第3期の計画と活動計画の報告ですので、議事から私の方で進行するというような形になっておりますのでどうぞよろしく願いいたします。スムーズに進行していきたいと思っておりますので協力よろしく願いいたします。</p>
<p>次第5 報告</p>	
<p>小川副主幹 (市)</p>	<p>第3期の両計画につきましては、昨年8月に令和4年度までの評価をいただき、また令和5年度の進捗を含めて最終的な答申をいただいておりますので、今回は御報告となります。</p> <p>資料4を御準備ください。まず、結論としましては、例年4つの基本目標ごとに評価を行ってまいりましたが、最終的には4つの基本目標ともに総合評価Aということで終了しましたことを御報告いたしま</p>

す。
詳細につきましては、市の地域福祉計画の評価報告を私から行いまして、そのあと、社会福祉協議会から地域福祉活動計画の報告をさせていただきます。

それでは、市の地域福祉計画の評価報告としまして、資料4の1、2ページをご覧ください。第3期計画は、4つの基本目標を設定し、目標ごとに取組の基本方針を設定して各種施策を実施してまいりました。この1、2ページがすべての施策の評価を掲載したリストとなっております。

ここで修正のお知らせです。別紙「資料4修正箇所」と記載した資料をご覧ください。赤矢印で標記しております施策No.40、No.49をB評価で記載しておりましたが、実際はA評価でございました。申し訳ございません。それにあわせて7ページ、15ページにも修正が入っておりますので、御確認をお願いいたします。

それでは、基本目標1から説明させていただきます。3ページをご覧ください。基本目標1は、「やさしい心と人づくり」とうことで、基本的な考え方としては、「同じ地域に住む人同士が知り合い、助け合う意識は、日常的なふれあいの中から生まれるものが多いため、地域の中で、住民同士が自然に交流できる「寄り場」づくりや、日ごろからのあいさつ・声かけ等による交流・ふれあいの促進を図ります。」という考え方となっております。

取組の基本方針ごとの評価としましては、AまたはB評価となっており、基本目標全体としてはA評価となっております。

ここで少し評価区分の確認をさせていただきますと、3ページ右下の評価区分の表をご覧ください。評価AからDまでの配点と配点に対する考え方を記載しております。基本的にはA及びB評価であれば、計画どおりに進捗したと考えます。そして右端に総合評価基準として、各基本方針の施策の点数の平均点及び総合評価として基本目標ごとの平均点がそれぞれの区分に該当する場合にAからDまでの判定をするようになっています。

また、この評価調書につづいてポイントとなる施策を市の計画、社協の計画の順番に掲載をしている、という資料構成となっております。

続いて7ページをご覧ください。基本目標2についてですが、「支えあう地域づくり」ということで、考え方としましては「地域で手助けを必要としている様々な人たちを支えるためには、市民や関係団体が、個々の活動を進めるとともに、身近な地域単位で密接につながることが大切です。そのため、関係者が連携して支援を要する人を把握し、協力して支援していくネットワークづくりや、地域単位の支えあい活動の促進に努めます。」という考え方となっております。

取組の基本方針ごとの評価としましては、いずれもA評価となっており、基本目標全体としてもA評価となっております。

続いて15ページをご覧ください。基本目標3「サービスを利用しやすいしくみづくり」です。考え方としては「すべての市民が、福祉制度やサービス、地域の福祉活動等についての情報を、必要な時に、いつでも入手できるよう、様々な手段や機会を活用して情報を提供します。また、高齢者や障がい者等にも配慮して情報提供の方法を工夫する等、ユニバーサルデザインやバリアフリーの考えに基づき、情報を提供します。」という考え方となっております。

取組の基本方針ごとの評価としましては、いずれもA評価となっており、基本目標全体としてもA評価となっております。

<p>西村課長 (社協)</p>	<p>最後に19ページをご覧ください。基本目標4「安全・安心なまちづくり」です。考え方としましては、「市民が安心して暮らすためには、防犯・防災対策も重要な課題です。子どもや高齢者、障がい者等を災害や事故・犯罪から守るため、地域の防犯・防災意識を高め、地域ぐるみの防犯・防災活動の推進に努めます。」となっております。</p> <p>取組の基本方針ごとの評価としましては、いずれもA評価となっております。基本目標全体としてもA評価となっております。</p> <p>以上が、佐伯市の第3期地域福祉計画の評価報告となります。つきまして、佐伯市社会福祉協議会の第3期地域福祉活動計画の評価報告を佐伯市社会福祉協議会の西村課長から報告いたします。</p> <p>市の計画と社協の計画を一体的に策定しておりますので、重複する箇所は省略しながら説明させていただきます。</p> <p>基本目標1、「やさしい心と人づくり」ということで、2番の基本目標を構成する柱としては、4点あり、20の事業について進捗評価を行いました。A評価が9つ、Bが10、Cが1つ。平均で3.40、総合評価Aとなります。</p> <p>また、ピックアップ事業としては、5ページ、6ページに記載しております。今回ふれあいサロン事業、それから福祉体験プログラムを掲載しております。こちらの資料に記載していないところとして、まずサロンですが、現在、3月末の時点のサロンの箇所数が、支援型サロン92か所、自主型ボランティア主体のサロンが53か所、計145か所のふれあいサロンが地域の中で行われています。それから、福祉体験プログラムについては、16か所で16回実施しており、学校数でいうと13校の519名の学生が福祉体験に参加し、前年と比較すると、11校の311人だったことから、コロナの影響を乗り越え、少しずつ地域の中の活動が活発になってきていると思っております。</p> <p>資料7ページをご覧ください。「支え合う地域づくり」2点目の基本目標になります。社会福祉協議会としては、2つの柱の中で、事業7つの全てがA評価ということで総合評価も4.0。市と合わせても、同様にA評価となります。</p> <p>9ページから、ピックアップ事業の22の地域づくり大作戦を記載しています。旧町村単位の生活支援体制の取り組みをピックアップで記載しています。13、14ページに、地域の寄り合い所づくりにつきまして掲載しております。なお、事業内容については、議事の中で地域づくり大作戦の説明もありますので、そちらで内容確認願います。</p> <p>続いて15ページ、基本目標3「サービスを利用しやすいしくみづくり」です。社会福祉協議会の事業としては18事業あり、3.78となっております。市と合わせた総合評価としては、A評価となっております。</p> <p>ピックアップ事業は、35番、46番の、市からの受託事業の方を掲載しています。相談事業について記載していますので、御確認ください。</p> <p>最後に、19ページをご覧ください。4番「安全・安心なまちづくり」の中で、社会福祉協議会の事業が9つあり、事業評価としては平均点3.78となっております。そして総合評価Aとなっております。</p> <p>21ページにピックアップ事業、新たな移送サービスの取り組みについて記載していますが、モデル地域を選定して1年間話し合いを継続し、現在も、移送サービスの取り組みの検証が続いています。</p> <p>以上、評価報告とさせていただきます。</p>
<p>久保田総括</p>	<p>児童クラブ代表の高橋委員から、事前質問をいただいているので、</p>

<p>主幹</p> <p>こども福祉課黒木総括主幹</p> <p>高橋委員</p> <p>久保田総括主幹</p> <p>全委員</p>	<p>担当課から回答いたします。</p> <p>※質問内容：「児童クラブ代表の意見として、支援員の労働条件は厳しく、支援員の善意に頼っている状況となっているので、社会保険加入等の待遇改善について検討をお願いしたい。」</p> <p>社会保険の加入については、すでに加入している児童クラブもあるため、市としても推進していきます。</p> <p>こどもが減っていった状況で、各児童クラブの維持が困難となってきているので、引き続きの支援をお願いします。</p> <p>それでは、市及び社協計画の説明と事前質問に関する質疑が終わりましたが、委員の皆様から御質問・御意見はありませんか。</p> <p>質問・意見無し</p>
<p>次第6 議事</p>	
<p>小川副主幹(市)</p>	<p>(議事進行：濱野会長)</p> <p>議事(1) 第4期地域福祉計画及び第4期地域福祉活動計画についてア「基本方針1」について</p> <p>まずは、議事に関する説明をさせていただきます。議事(1)の「第4期地域福祉計画及び第4期地域福祉活動計画の進捗について」は、市、社協とも第4期計画がスタートして、まだわずか4か月という状況ですので、今回は、市、社協の両計画がどのような方向性をもってスタートしたのかを知っていただき、これから計画を進めていくうえで、委員の皆様が気になっている点や、注意点等について御意見をいただければと思います。それを議事(2)の答申の内容に反映していくとお考えいただければ良いかと思います。</p> <p>では、再度第4期計画の基本方針を用いてイメージを共有させていただきたいと思います。</p> <p>基本方針1「「孤独・孤立ゼロ」の地域づくりの推進」については、地域の中で困りごとを抱えた住民を早期に発見するための「地域づくり」です。主要な事業としましては、このあと説明を行います「地域コミュニティ組織づくり」と市からの委託を受けて社会福祉協議会が実施しております「生活支援体制整備事業(地域づくり大作戦)」です。</p> <p>基本方針2「「佐伯ならではの」の包括的な相談支援の推進」については、基本方針1の「地域づくり」で発見された、困りごとを抱えた住民の相談を受け止めるための「相談支援」体制の整備です。ここでは、今年の4月に開設されましたふくしの総合相談窓口「福祉のふくちゃん」の説明を行います。</p> <p>基本方針3「誰一人取り残さない「全員参加支援」の推進」については、基本方針2の相談体制で住民の困りごとを受け止め、その困りごとを解決するための支援策に繋げていくわけですが、その繋げ先の無い困りごとの受け皿を作るためのしくみづくりです。この基本方針3は、ふくしの総合相談窓口を起点としているため、説明は基本方針2と3併せて行わせて行いますのでよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、基本方針1の「地域づくり」のための主要施策となります</p>

<p>コミュニティ創生課 安藤課長 (市)</p>	<p>「地域コミュニティ組織づくり」についてコミュニティ創生課の安藤課長よりお願いいたします。</p> <p>私からの説明は、地域コミュニティ組織づくりについての、市の取り組みと、今後の進捗状況について御理解いただければと考えています。</p> <p>まずは、新たな地域コミュニティ組織づくりの現状について。</p> <p>資料6については、地域に入ったときに使用している資料を基本にまとめています。</p> <p>地域コミュニティとは、よりよい暮らしをするための地域住民同士の繋がりや集まりのことを言います。</p> <p>区長会やこども会などの地域の組織や、御近所づき合いなども大事な地域コミュニティになります。</p> <p>佐伯市は人口減少、少子高齢化が進んでおり、残念ながらこの傾向は将来にわたって進んでいくと想定されています。</p> <p>現状としましては、直近の国勢調査の確定値が、令和2年度、6.7万人となっております。これが20年後には4.6万人、40年後には3万人になるだろうということで、令和2年から比べると、約半分の人口になると推計されています。</p> <p>佐伯市の人口と高齢化率の推移なんですけども、棒グラフが人口、折れ線グラフが高齢化率になります。高齢化率は右肩上がり、令和42年には48.3%。約半数が65歳以上になるという推計です。</p> <p>そうした中、生活様式や価値観も変わってきており、地域コミュニティが希薄化してきた影響とっております。</p> <p>そういった影響の問題点として、区長や各種役員のなり手がいない、地域内の触れ合いが減少した、空き家や独居老人が増加してきた、地域内の活躍の場が減少しているなど。</p> <p>そういったことから、地域コミュニティについて、もう一度考え直す必要があるのでは、というところが、1つの取り組み理由となっております。</p> <p>もう1つの理由としては、住民ニーズは今後も増える中で、人口減少が進むと、市の職員数や財政規模は縮小していきます。</p> <p>今現在はなんとか、住民ニーズよりも、市役所の職員数とか、財政規模というのは上回っており、何かあればすぐに対応できますが、それが逆転した場合、生じたギャップ(資料6 p 9 ピンク色の部分)については、住民が主体となって補うことが求められてきます。</p> <p>そのために、市と住民が協働で頑張る仕組みを整えましょうという考え方です。</p> <p>地域の中には色々な活動がありますが、例えば分野ごとで整理したら、もう少しお互いの活動が楽になるのではないかと、或いは連携すれば、さらにすばらしい住民サービスできるのではないかと、そういったところをもう一度整理してみませんかというところも、この考え方の1つにあります。</p> <p>具体的には、それぞれの団体が趣旨を同じくするようところで部会を作り、地域内のそれぞれの部会が地域の活動を支えていくような形です。</p> <p>佐伯市ではこれを、「地域Ikigaiさいきプロジェクト」と銘打って取り組んでいます。キーワードは、「いきがい」ということで皆さんが生きがいを持って、楽しく活動できることが大事だと考えております。</p> <p>これに対して市は、「人」「拠点」「資金」の3つを支援していきま</p>
-----------------------------------	--

す。「人」については、組織の設立準備から、職員が出向いていたり、コミュニティセンターに事務局を配置するなどです。

「拠点」については地区公民館をコミュニティセンター化し、社会教育施設の地区公民館ではできない、地域の産品を売ったりといった活動もできるようになります。活動範囲が広がるということでセンター化を進めております。

最後は「資金」ですが、今は県の補助金等が充実しておりますが、期間が3年と決まっているため、補助金等の対象期間が終了した団体から、市独自の交付金制度を構築して、来年度から交付していただけるよう構築しているところです。

新たな地域コミュニティ組織が立ち上がったところから、まちづくり計画を策定し、活動しています。

※資料修正 p24「ステップ4(4年目)」⇒「ステップ4(3年目)」
市主導ではなく、地域住民と話し合いをしながら、2年間かけて組織づくりをしています。

以上が、佐伯市の取り組みの現状です。

令和3年度から地域での話し合いを始め、最初は青山、西上浦、宇目及び直川は、この4地域で話し合いを始めて、令和3年度、令和4年度、2年間話し合いをした後、令和5年度から運営が開始されました。

そして、1年遅れで渡町台、大入島、鶴見及び米水津が、やはり2年かけて話し合いをして、今年度から組織の活動が始まりました。

そして現在検討中が、p26の9番から16番のところで、やはり2年かけて、検討を開始しているところです。

佐伯市を19エリアでまとめており、残る佐伯、佐伯東及び鶴岡についても、来年度から検討をしていただきたいということを、近々ある区長会等でお願いをしていきたいと考えています。

これらの取組を推進するため、先日、協働のまちづくり推進本部というものを立ち上げました。

これは、地域コミュニティ協議会から出てくる案件については、例えば防災だけに限ったものとか、福祉だけに限ったものではありません。それを市が、縦割りの対応ではなく、横串を刺したような全部署が一体となって、地域づくりを進めていくためのものです。

先般7月2日に、設立済みの8つの協議会と、市が「協働のまちづくり協定」を結びました。それによって協議会が、市と対等の立場でパートナーシップを結んでまちづくりを進めていくための組織となり、これから先、協働のまちづくりを一緒になって進めていくこととなりました。

地域の困りごととしては、地域福祉に関連することも大変多いのですが、この取り組みは福祉だけではなく、色々な分野に関することをみんなで話し合いをしながら、市も一緒になって頑張ります。ということですので、福祉も含めての総合的な組織ということで御理解いただければと思います。

高齢者福祉課堀江副主幹(市)

資料7をご覧ください。まず2ページ目ですが、生活支援体制整備事業を説明する上で、まずは地域包括ケアシステムについて触れさせていただきます。

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、住まい、医療、介護予防及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するもので、保険

者である市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

さて、現在佐伯市の高齢化率が、先月末で41.99%となっています。高齢者を支える介護保険のサービスも担い手が少なくなり、介護保険事業所も地域によっては、閉鎖する事業所が増えてきています。

今後ますます高齢者の生活を支える多様な取り組みが求められます。

3ページです。この生活支援体制整備事業は、社会福祉協議会に市が委託をしております。資料は、構成図になります。

第1層協議体というのは市内全域を範囲とした協議体です。生活支援サービスの開発普及や基盤整備を推進する役割を担います。

第2層というのは、概ね小学校区を範囲としています。

また、生活支援コーディネーター（SC）は、生活支援サービスの立ち上げ支援、各団体間の連携協働を推進する役割などを担います。

第一層のSCは、1人と書いておりますが、令和6年度は2人となっています。よって、第1層に2名、社協本部に配置されており、第2層は17名、各社協支部、旧町村単位に2名ずつ配置しています。

行政担当と、生活支援コーディネーターは、定期的に事業の進捗状況について協議を行って、業務改善しています。

資料の4ページです。生活支援体制整備事業では、高齢者がいつまでも元気に暮らすために必要な生活支援、介護予防の取り組みを実施しており、地域包括ケア構築の一端を担う重要な事業ということになっています。

また、通称として「地域づくり大作戦」と銘打ったこの事業は、地域づくりそのものです。

資料の6ページになります。生活支援コーディネーターはSCと呼ばれています。SCは、高齢者の生活支援や介護予防の基盤整備を推進していくことを目的としており、地域において生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築に向けた、コーディネート機能を果たします。SCの役割は、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発、関係者間の情報共有や連携のためのネットワークの構築。地域の支援ニーズと取り組みへのマッチングが主な役割です。具体的には、地域の困りごとをキャッチして、課題解決するための関係者を集めて、協議会を開催して解決の方策を検討します。

こういった取組を通して、高齢者になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・生活支援・介護予防の専門職が関わるケアと住民の支え合いが手を結ぶ地域包括ケアシステムを構築するということを目指しています。

それでは、実際に事業に従事している生活支援コーディネーターから実際の取り組みについて説明をさせていただきます。

川井(社協)

地域の中で趣味や特技を持つ住民をメンバーとして登録し、様々な場所で活躍してもらうための事業です。いずれは、高齢者の集まる場やデイサービスなどに出向き、高齢者とのづくりをしたり、作品を披露したりといった取り組みを進めていく予定です。趣味や特技を生かせる活躍の場となり、またそれを受ける側も、地域の方との交流ができ、相互に輝ける居場所づくりへと展開していきます。

続いて、男の料理教室です。女性に比べて男性は集いの場に出かける機会が少ないことや、地域にある集まりは女性の参加が多く、男性が参加しづらいという課題から、男性だけで集まる料理教室を立ち上

げています。ただ集まることを目的とするのではなく、これまで家事に参加していなかった男性が料理を学ぶことで、1人になっても食べることに困らないようにという思いも含まれています。

令和4年度は渡町台地区、昨年度は西上浦地区で立ち上げを行い、SCが支援を行った後、どちらも自主活動グループへと展開しています。今年度は佐伯東地区で立ち上げを予定しています。

本匠地域の取り組みです。サロンやお茶の間などの通いの場がなく、高齢者が居場所に通えないといった課題を多く抱える地区に対して、地区社協が主体となり、通いの場までの送迎を行うお出かけサロンを実施しました。この取り組みをきっかけに、場所がなかったこの地区の高齢者が通える新たなサロンが立ち上がりました。第2層協議体でもある地区社協を中心とした取り組みであることから、理想的な流れで立ち上がったサロンです。

続いて鶴見地域の取り組みです。大島の買い物支援を応用し、買い物支援、見守り、話し相手、気になる方への福祉支援といったことを同時に行う取り組みです。この地区には移動販売車も入っていますが、中には移動販売車まで行くことができない方や、移動販売車で購入しても、荷物が重くて持って帰るのが大変だという方もいます。また、買い物だけを目的とするのではなく、一人暮らしの高齢者の見守りも兼ねていることから、身体の状態や抱えている不安、困りごとの相談を行い、サービスが必要だと感じたときには、関係機関へつなぐといった早急な対応ができるよう、連携した支援事業になればと考えています。また、災害発生時には、要支援者への対応に繋がる仕組みにもなります。

今年度は米水津でもこの取り組みを参考に、同様のサービスを開始する予定です。

続いて、直川地域の取り組みです。地域の団体や企業が協力して、見守り体制の強化を行っています。配食業者や新聞配達販売店は、普段の業務のついでに見守りを行っており、万が一気になる方を見つけた場合の連絡体制も整っているため、必要な機関へいち早くつなぐことができます。

地域全体で協力し、強固なネットワークを作ることで、1人でも多くの方の課題を吸い上げることができております。

その他、多職種や団体との交流を積極的に行っており、今年度から歯科医師会との連携に取り組んでおります。歯科についての課題はここ最近急速に増えており、その内容は、一部地域で歯科医が撤退したことで、受診が困難になっている。また、歯科の受診は回数が多く、交通費がかさむといった課題が多く上がっております。歯科医師側もこのような課題を把握しており、交通費を抑えるために受診を渋る患者や、乗り合わせで来ると、診察の時間を無理やり合わせようとする患者がいるといった、こちら側から見えてこない課題も多く抱えているようです。今後はお互いの課題を共有し、連携して解決策を考えていきたいと思っています。

次です。老人クラブとの交流を行っています。3年ほど前に1度交流会を実施した経緯がありますが、その後1度も繋がりがなく、そのままとなっております。普段の繋がりがないので、お互いがどのような取り組みを行っているのか、積極的に知る機会もなく、老人クラブの会員は、生活支援コーディネーターの存在すら初めて知ったという方がほとんどでした。老人クラブの取り組みの1つである友愛活動は、生活支援コーディネーターの取り組みと似ていることから、今後は地域づくりについて、情報を共有できる場を定期的に設けて、お

	<p>互いの活動の場を広げていけたらと考えています。</p> <p>続いて、地域の力で地域の課題を解決する体制を整えるために必要なボランティアの発掘や育成、既存団体の展開へと繋がる支援も引き続き力を入れていきます。昨年度から傾聴ボランティアのニーズが増えていますが、登録しているボランティアの高齢化や減少に伴い、マッチングに大変苦勞しています。</p> <p>今後、ニーズはますます増えてくることが予想されるため、若いボランティアの発掘や、元気な高齢者をターゲットに、今年度は養成講座を開催いたします。現在活動しているボランティアの負担を軽減するためにも、新たなボランティアを育成し、少しでも多くのニーズに対応できるよう体制を整えます。また、各地域の有償ボランティア団体が、お互いの活動を知り、課題の共有ができる場を設けたいとも思っています。継続的な活動にしていくために、交流会の実施、今後の展開へと繋がるよう、先進地の視察を行う予定です。</p> <p>有償ボランティア団体に関しましては、現在、佐伯市内には16団体あります。介護や医療などの専門的なサービスと一緒に生活支援のニーズも高まっており、住民同士の支え合いを推進していくためには、この有償ボランティア団体は欠かせない存在となっております。先ほども述べましたが、長期的な継続発展のために、今後も私達生活支援コーディネーターが寄り添い、各地域の団体の支援を行っていきます。多様化するニーズに幅広い視野をもって関係機関、多職種と連携しながら、今後も地域の課題解決に努めていきます。</p> <p>(質疑応答) 無し</p>
濱野委員長	議事(1)ア基本方針1の取組について、特に問題無しということによるしいか。
全委員	良い
村上総括主幹(市)	<p>議事(1)第4期地域福祉計画及び第4期地域福祉活動計画について イ「基本方針2」ウ「基本方針3」について</p> <p>基本方針2と基本方針3を合わせる形で取組の説明をさせていただきます。</p> <p>資料8最新版をお手元に御準備ください。</p> <p>福祉保健企画課では令和6年4月1日に、ふくしの総合相談窓口「福祉のふくちゃん」を開設しました。この窓口では、複数の課にまたがるような課題を抱える世帯や、どこに相談したらよいか分からない福祉の困りごとを抱えている方についての相談を受け付けています。</p> <p>相談の流れとしては、まずは保健師が窓口でしっかり相談の内容を聞き取ります。そして、その内容により、関係課へ繋いだり、関係機関と一緒に支援をします。本人や家族が支援を受け入れられないような困難事例や、ひきこもり事例については時間をかけて伴走支援を行っていきます。</p> <p>次に資料2ページをご覧ください。総合相談窓口の実績について報告をします。</p> <p>事前に送付した資料は4月～6月末までの実績となっておりますが、お手元にお配りした最新版は4月～7月末までの実績を掲載しています。</p>

4月～7月末までの新規相談実数は152件です。

相談方法としましては、電話相談が最も多く62%、次いで来所相談が35%、訪問相談3件、メール相談2件となっています。

相談者としては本人からの相談が52%、次いでケアマネからが11%、同率で家族からが約11%となっています。ケアマネ、市役所、警察、社協、包括などの各窓口対応機関からの相談も約20%を占めており、徐々に連携が取れてきています。

資料3ページをご覧ください。

相談内容としては最も多いのが「病気や障がいのこと」で、次いで「収入・生活費のこと」と「介護のこと」が多くなっています。具体的に例を上げると「高齢で年金が安いため生活が苦しく、介護保険のサービスや病院受診をしたいが利用ができない。この先のことが心配」とか「高齢の親と、長年無職のこどもの世帯で、これまでは親が支援してきたが、今後は親も高齢でお金の支援はできない。親が亡くなったあとのことが心配」などのような相談となっています。

ただ、窓口の機能の理解が不十分で、困ったら何でも相談できる場所として捉えられており、財産や土地の問題、ゴミの問題、猫の問題、死後の手続きなど、福祉の窓口では解決できないような相談もかなりあります。そのような場合は、分かる範囲で関係機関を伝え、他機関に対応を依頼しています。

相談対応レベルの内訳について説明します。

相談対応は4つのレベルに分類し対応しています。最も軽い対応レベル1は「情報提供にて終結」になりますが、相談の約54%を占めています。次いでレベル2「各窓口や機関へ繋ぎを行い終結」が約41%で、レベル1・2を合わせると全体の95%となります。

次に継続支援が必要な場合がレベル3、緊急対応が必要な場合がレベル4となりますが、レベル3が6件、レベル4が1件ありました。

レベル3の継続支援が必要なケースについては、その世帯を支援する上で関係する市役所内の担当課や社協、ケアマネ、施設職員等、複数の関係者を集めた支援会議を開催し、支援の方針を共有したり、お互いの役割分担を決めたりしています。レベル3の6件の内訳はひきこもりが3件、高齢者が3件となっており現在も関係機関と一緒に支援中です。

資料4ページをご覧ください。

ここからは、総合相談窓口を効果的に機能させるための今後の取組について説明します。

1つ目は窓口の普及啓発です。資料に記載しているような方法で普及啓発を行っていますが、今後も引き続き継続し、窓口の周知を図っていく予定です。

2つ目は職員の人材育成についてです。職員ひとりひとりが丁寧な窓口対応ができるように、人材育成研修会や事例検討会を開催していきます。

資料5ページをご覧ください。

3つ目の取組としては庁内外の機関との連携体制づくりです。

複雑な課題を抱える世帯の課題解決のため、庁内外の連携体制づくりとして、4つの協議体を設置し相談支援体制の強化を図っていきます。

まずひとつ目の協議体は①第1層会議（庁外連携会議）です。この会議は顔の見える関係づくりや、困難事例が発生した際の解決策の検討、佐伯市ならではの連携体制のしくみづくりを目的として実施します。今年度については庁外をまたぐ困難事例が少ないため、協議体の

立ち上げは行わずに来年度に立ち上げを行う方向で検討をしていきます。

次に②第2層会議（庁内連携会議）です。これは市役所内の課長会議にあたりますが、各部署の窓口と総合相談窓口の連携体制の整備を目的としたものです。今年度は福祉保健部内の課長を対象に、すでに1回、5月に実施をしています。

そしてこの課長会議をより現場の実態に合った有効なものにするため、③第2.5層会議（実務者意見交換会）を実施します。これは福祉保健部内の総括級が集まり、窓口の課題整理やスムーズな連携体制の検討を行うためのもので、今年度はすでに5月と7月の2回開催し、窓口の課題共有や解決策の検討などを話し合っています。

次に④第3層会議（支援会議・重層的支援会議）です。これは、継続支援が必要な困難事例について行う個別のケース会議となります。この会議は社会福祉法の改正により、本人の同意がなくても開催することが可能とされており、本人の同意がない場合は「支援会議」として位置づけられ、関係者間での情報共有や見守り体制の検討などを行っていきます。想定として、周囲は心配しているが本人が支援を拒否している場合や、ひきこもりの事例などがあげられます。本人の同意がある場合は「重層的支援会議」と位置づけられ、関係者が一同に介し今後の支援方針を検討していきます。現時点では支援会議5回、重層的支援会議2回を開催しています。

次に資料6～7ページをご覧ください。

最後に、地域コミュニティと協働で行う地域づくりについて説明をします。

資料6ページに載せてある図が、地域と協働で行う包括的な相談支援体制のイメージ図で、それを解説したものが資料7ページになります。

私たちふくしの総合相談窓口は、コミュニティ創生課や社会福祉協議会の生活支援コーディネーターの取組と連動する形で、佐伯ならではの包括的な相談支援体制を作っていきたいと思っています。具体的に説明すると、今後はさらに人口が減り、地域との関係が希薄化していく中で、支援が必要な状態であっても自ら発信することができず、適切な支援に結びつかないケースが増えてくると思われます。そのため、住民同士が繋がり顔見知りとなることで、もしもの時に助け合い、住民同士が互いに見守り、何かあれば早めに気づいて解決する体制づくりを目指したいと考えています。

そのために今後は3つの取組を推進していきます。資料7ページをご覧ください。

黄色で網掛けをしている①～③がその内容になります。

ひとつは①住民同士の繋がりや相談支援の充実・強化になります。

この部分については、コミュニティ創生課や社協の生活支援コーディネーターを中心として「住民同士が繋がり支え合い自分たちでできることは自分たちで解決する」ということを基本としたしくみ作りを行っていきます。

その中で、自分たちでは解決ができない福祉の課題については、②ふくしの総合相談窓口で包括的な相談支援を行っていきます。そして相談された課題を解決するために③多分野・多職種・多機関で協働支援を行っていきます。

そして、私たちが支援することでその世帯の課題が一旦落ち着いてきた時には、再び地域の中で見守り支え合っていく、仮に課題が解決しないケースであっても地域の支え合いの力で、行政や社協と連携し

	<p>ながら、その世帯を見守っていくという動きになります。</p> <p>資料6 ページの図に戻ってください。いま私が説明した①～③の取組がこの図に記載している赤字の①・②・③の部分に当たります。この黄色で囲っている部分が「地域住民のつながりや相談支援の充実・強化」になります。</p> <p>出来ることは自分たちで行う、解決できる課題は自分たちで解決するというを基本としつつ、解決できない福祉に関する困りごとについては、ピンク色部分の「ふくしの総合相談窓口」に相談をしてもらいます。そして相談された課題を解決するために、行政が中心となり、青色部分の多機関協働事業や支援会議を行い課題解決を図ります。ここで課題が一旦解決したり、解決はしていなくとも地域の支え合いで見守ってほしいケースについては、再び黄色部分の地域に戻したり、青色の行政と黄色の地域が協力し合っで見守っていくという動きになります。この黄色、ピンク色、青色部分をうまく循環させながら地域も含めた包括的な相談支援体制を作っていくことで、計画の基本理念である「健康で安心して暮らせる共生社会の創生」の実現を目指していきたいと思っています。</p> <p>開設されて間がない窓口であるため、今後、課題も多く出てくるとは思いますが、ここに参加いただいている委員の方々の御指導や御協力をいただきながら、市民にとって相談しやすい窓口となるように努めていきます。</p> <p>(質疑応答)</p>
上田委員	<p>経済的な困りごとに関する相談が多いようだが、どのように対応しているのか。</p>
村上総括主幹(市)	<p>まずは生活の困窮具合を詳しく聞き取ります。</p> <p>その結果、生活保護が必要と思われるケースについては、社会福祉課に繋ぎを行います。</p> <p>生活保護まではいかなくても、何かしらの経済的支援を受けられれば良いような場合は、社会福祉協議会が生活困窮に関する事業を各種実施していますので、社会福祉協議会と連携を取りながら支援策を検討していきます。</p> <p>また、公的制度での支援が可能な場合は、担当窓口への繋ぎを行います。</p>
山本委員	<p>民生委員、区長や地域住民が、差別意識や偏見を解消するような、多様性を受け入れられるようになるような取組をお願いしたい。</p>
村上総括主幹(市)	<p>障がい福祉課や高齢者福祉課などでは、権利擁護に関する事業の中で普及啓発を行っています。</p> <p>また、困りごとを抱えた地域住民に直接対応する職員等への普及啓発を通して地域住民への意識啓発ができればと考えていますし、困りごとを抱えた住民への支援を行う際に、やはり地域との関わりの中でも普及啓発を行っていくようになります。</p>
石山委員	<p>こどもに関する施策を推進してもらいたい。</p> <p>というのも、最近では、ヤングケアラー、ひとり親家庭のこどもの貧困率や、こどもたちの体験の機会の確保など、様々な問題が表出しているのので、地域福祉計画としてもお願いしたい。</p>

村上総括主幹(市)	<p>すでにこども福祉課からは、ふくしの総合相談窓口との、個別事例の検討について提案があります。</p> <p>また、こども福祉課だけではなく健康増進課とも、こどもに関する相談体制の整備について検討を始めているので、いただいた御意見を生かした体制整備をしていきたい。</p>
濱野委員長	<p>それでは、議事(1)イ及びウについてと、第4期計画の進捗について問題無しということによろしいか。</p>
全委員	<p>良い</p> <p>議事(2) 答申について</p>
小川副主幹(市)	<p>それでは、「答申について」です。別紙答申案をご覧ください。四角の空欄になっている部分に、今回いただいた意見を記載して答申として市長に提出したいと思いますが、ここまでに出示された意見として、生活困窮に関する支援の充実、地域住民への人権意識の啓発、こどもに関する支援策の推進の3つの御意見をいただきましたので、その3点を記載して答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>良い</p>
次第7 その他	
小川副主幹(市)	<p>「その他」としまして、事務局からのお知らせです。内容としましては、委員の構成について検討を行っていききたいというものです。</p> <p>というのも、今回第3期計画と第4期計画では大きく構成を変えております。</p> <p>第3期の、関連する施策全てを掲載し、評価する形式から、第4期では、地域課題の早期発見から、解決までのしくみづくりをすることで地域福祉を推進する形式となっております。</p> <p>また、今回の計画の要となっております、ふくしの総合相談窓口の機能を補完するような組織体制で検討していきたいとも思っております。</p> <p>つきましては、方針が決まり次第、書面になるとは思いますが、お知らせさせていただくとともに、引き続きの御協力をお願いにあがった際には、何卒御協力をよろしく申し上げます。</p>
次第8 閉会	
小野課長補佐(社協)	<p>これをもって、令和6年度佐伯市地域福祉計画策定委員会及び佐伯市地域福祉活動計画策定委員会を閉会します。</p> <p>(終了 16時00分)</p>